

# 阿寒国立公園

## 公園計画書

(公園計画の一部変更)

環境省原案

平成 年 月 日

環 境 省



## 目 次

1 変 更 理 由	3
2 規 制 計 画	
(1) 保護規制計画	4
ア 特別地域	4
(ア) 特別保護地区	4
(イ) 第1種特別地域	6
(ウ) 第2種特別地域	8
(エ) 第3種特別地域	12
イ 面積内訳	28
(ア) 地域地区別土地所有別面積	28
(イ) 地域地区別市町村別面積	30
3 事 業 計 画	
(1) 施設計画	32
ア 利用施設計画	32
(ア) 集団施設地区	32
(イ) 単独施設	38
(ウ) 道路	40
a 歩道	40
(2) 生態系維持回復計画	66



## 1 変更理由

阿寒国立公園は、北海道東部中央に位置し、屈斜路・阿寒火山群に含まれる阿寒、屈斜路及び摩周の3つのカルデラ地形を基盤とする火山と森と湖とが織りなす豊かな原生的景観を有することから、昭和9年12月4日に国立公園に指定され、昭和13年5月13日に特別地域の指定、昭和29年8月3日に特別保護地区の指定が行われている。

公園計画については、昭和52年11月15日に再検討(公園計画等の全般的な見直し。)、昭和62年3月30日に第1次点検(公園計画等の定期的な見直し。以下同じ。)、平成5年1月28日に第2次点検、平成10年8月31日に第3次点検が行われ、現在に至っている。

本公園は、地形的成因、利用形態等から、阿寒湖一帯と、摩周湖及び屈斜路湖一帯の大きく2地域に分けることができる。

阿寒湖一帯は、雄阿寒岳(1,371m)、雌阿寒岳(1,499m)及び木禽岳(995m)に囲まれたオンネトー等の湖が存在し、周囲は、エゾマツ、トドマツ、ミズナラ等の針広混交の天然林に覆われている。更に、阿寒湖には国の特別天然記念物に指定されているマリモが生育しており、雌阿寒岳にはメアカンキンバイ、メアカンフスマ等、この地で発見された植物も数多く生育している。

このため、現公園計画においては、阿寒湖東部、雄阿寒岳及び雌阿寒岳の核心的景観を厳正に保護している。利用面では、阿寒湖畔を主たる利用拠点とし、ドライブ、散策、自然探勝、宿泊、休憩、野営、スキー、舟遊び及び船による遊覧ができるよう利用施設を計画している。また、雌阿寒温泉及びオンネトーを拠点に、登山、散策、宿泊、休憩、野営及び温泉保養ができるように利用施設を計画している。

摩周湖及び屈斜路湖一帯は、日本最大級の屈斜路カルデラを中心に、世界有数の透明度を誇る摩周湖とこれらを取りまく藻琴山(1,000m)、カムイヌプリ(摩周岳)(855m)、今も噴気活動を続けているアトサヌプリ(硫黄山)(512m)がある。

このため、現公園計画においては、摩周湖及びアトサヌプリ(硫黄山)一帯の核心的景観を厳正に保護している。川湯温泉及び和琴半島を主たる利用拠点とし、ドライブ、散策、自然探勝、宿泊、休憩及び野営ができるよう利用施設を計画している。また、美幌峠、藻琴山及び摩周湖には展望のための施設を計画している。

今回、第3次点検から13年が経過していることから、本公園をとりまく自然環境及び社会的条件の変化を踏まえ、公園計画の変更を行うものである。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のように変更する。

#### ア 特別地域

##### (ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別保護地区変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	第1種特別地域 からの振替	阿寒湖東側水域	北海道釧路市 阿寒町阿寒湖の一部
2	拡張	第2種特別地域 からの振替	オンネトー湯の 滝	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署55林班の一部
3	拡張	第1種特別地域 からの振替	硫黄山北麓	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4281林班の一 部

変 更 理 由	面 積 (ha)								
マリモを含む水草等の生育環境が良好に保たれている地域であることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。	16								
オンネトー湯の滝では地上における世界最大級のマンガン鉱物生成現象が見られることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。	5								
火山活動が活発に行われている硫黄山とイソツツジの大群落であるつつじヶ原に囲まれた地域である。硫黄山からつつじヶ原にかけて硫黄山より流出する酸性土壌の影響等火山活動に伴う一連の植生遷移が特異な景観をつくり出していることから、周囲と一体的に厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。	18								
変更部分面積計	<table border="0"> <tr><td></td><td>39</td></tr> <tr><td>〔 国</td><td>39</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table>		39	〔 国	39	公	0	私	0
	39								
〔 国	39								
公	0								
私	0								
変更前特別保護地区面積計	<table border="0"> <tr><td></td><td>10,421</td></tr> <tr><td>〔 国</td><td>10,416</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>5</td></tr> </table>		10,421	〔 国	10,416	公	0	私	5
	10,421								
〔 国	10,416								
公	0								
私	5								
変更後特別保護地区面積計	<table border="0"> <tr><td></td><td>10,460</td></tr> <tr><td>〔 国</td><td>10,455</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>5</td></tr> </table>		10,460	〔 国	10,455	公	0	私	5
	10,460								
〔 国	10,455								
公	0								
私	5								

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	特別保護地区への 振替	阿寒湖東側水域	北海道釧路市 阿寒町阿寒湖の一部
3	削除	特別保護地区への 振替	硫黄山北麓	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4281林班の一 部



変 更 理 由	面 積 (ha)
マリモを含む水草等の生育環境が良好に保たれている地域であることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。	△ 16
火山活動が活発に行われている硫黄山とイツツツジの大群落であるつつじヶ原に囲まれた地域である。硫黄山からつつじヶ原にかけて硫黄山より流出する酸性土壌の影響等火山活動に伴う一連の植生遷移が特異な景観をつくり出していることから、周囲と一体的に厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。	△ 18
変更部分面積計	△ 34 [ 国 △ 34 公 0 私 0 ]
変更前第1種特別地域面積	20,287 [ 国 18,877 公 25 私 1,385 ]
変更後第1種特別地域面積	20,253 [ 国 18,843 公 25 私 1,385 ]

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
2	削除	特別保護地区への振替	オンネトー湯の滝	北海道足寄郡足寄町 国有林十勝東部森林管理署55林班の一部
4	拡張	第3種特別地域からの振替	弟子屈野上峠線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4209林班、4210林班、4213林班及び4214林班の各一部  北海道川上郡弟子屈町 跡佐登の一部
5	拡張	第3種特別地域からの振替	網走川湯線	北海道川上郡弟子屈町 国有林根釧西部森林管理署4205林班、4206林班及び4207林班の各一部

変 更 理 由	面 積 ( ha )
<p>オンネトー湯の滝では地上における世界最大級のマンガン鉱物生成現象が見られることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。</p>	5
<p>トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。</p>	71
<p>主にアカエゾマツを中心とした針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が残された地域である。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。</p>	149

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
6	拡張	第3種特別地域 からの振替	弟子屈野上峠 線・摩周屈斜 路湖湖畔線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4282林班及び 4283林班の各一部  北海道川上郡弟子屈町 跡佐登及びアトサヌプリ原野の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)												
<p>トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">89</p>												
<p style="text-align: center;">変更部分面積計</p>	<p style="text-align: right;">304</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">〔</td> <td style="padding-right: 5px;">国</td> <td style="padding-right: 5px;">219</td> <td style="padding-right: 5px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 5px;">公</td> <td style="padding-right: 5px;">17</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 5px;">私</td> <td style="padding-right: 5px;">68</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	219	〕		公	17			私	68	
〔	国	219	〕										
	公	17											
	私	68											
<p style="text-align: center;">変更前第2種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">24,460</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">〔</td> <td style="padding-right: 5px;">国</td> <td style="padding-right: 5px;">20,789</td> <td style="padding-right: 5px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 5px;">公</td> <td style="padding-right: 5px;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 5px;">私</td> <td style="padding-right: 5px;">3,667</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	20,789	〕		公	4			私	3,667	
〔	国	20,789	〕										
	公	4											
	私	3,667											
<p style="text-align: center;">変更後第2種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">24,764</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">〔</td> <td style="padding-right: 5px;">国</td> <td style="padding-right: 5px;">21,008</td> <td style="padding-right: 5px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 5px;">公</td> <td style="padding-right: 5px;">21</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 5px;">私</td> <td style="padding-right: 5px;">3,735</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	21,008	〕		公	21			私	3,735	
〔	国	21,008	〕										
	公	21											
	私	3,735											

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
4	削除	第2種特別地域への振替	弟子屈野上峠線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4209林班、4210林班、4213林班及び4214林班の各一部  北海道川上郡弟子屈町 跡佐登一部
5	削除	第2種特別地域への振替	網走川湯線	北海道川上郡弟子屈町 国有林根釧西部森林管理署4205林班、4206林班及び4207林班の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。</p>	<p>△ 71</p>
<p>主にアカエゾマツを中心とした針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が残された地域である。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。</p>	<p>△ 149</p>

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
6	削除	第2種特別地域 への振替	弟子屈野上峠線 ・摩周屈斜路湖 湖畔線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4282林班及び 4283林班の各一部  北海道川上郡弟子屈町 跡佐登及びアトサヌプリ原野の各一部



変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">△ 89</p>
<p style="text-align: center;">変更部分面積計</p>	<p style="text-align: right;">△ 309</p> <p style="text-align: right;">〔 国 △ 224</p> <p style="text-align: right;">公 △ 17</p> <p style="text-align: right;">私 △ 68 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更前第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">17,688</p> <p style="text-align: right;">〔 国 16,470</p> <p style="text-align: right;">公 38</p> <p style="text-align: right;">私 1,180 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更後第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">17,379</p> <p style="text-align: right;">〔 国 16,246</p> <p style="text-align: right;">公 21</p> <p style="text-align: right;">私 1,112 〕</p>





# 保護規制計画変更図位置図

保護規制計画変更図4

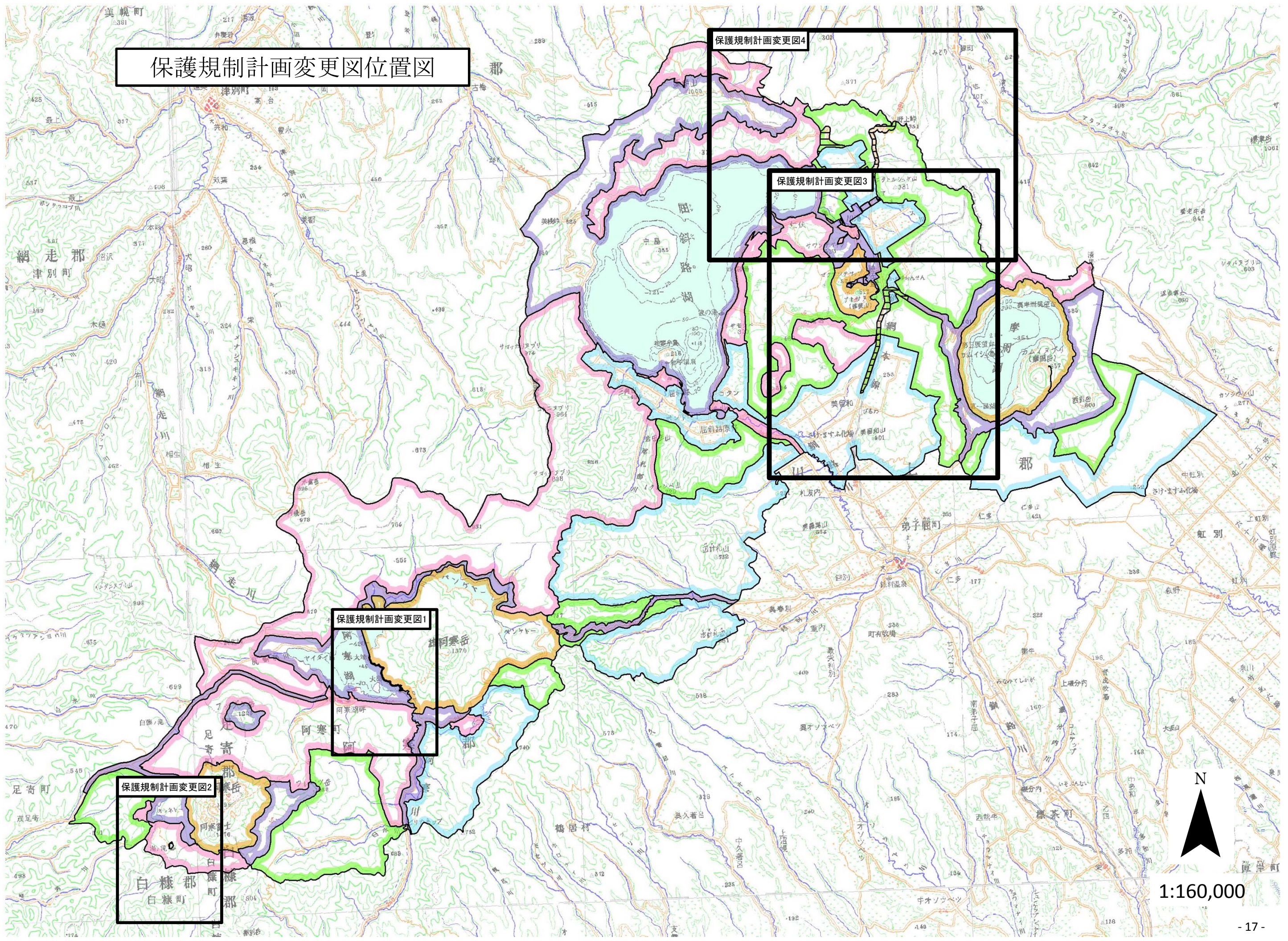
保護規制計画変更図3

保護規制計画変更図1

保護規制計画変更図2



1:160,000

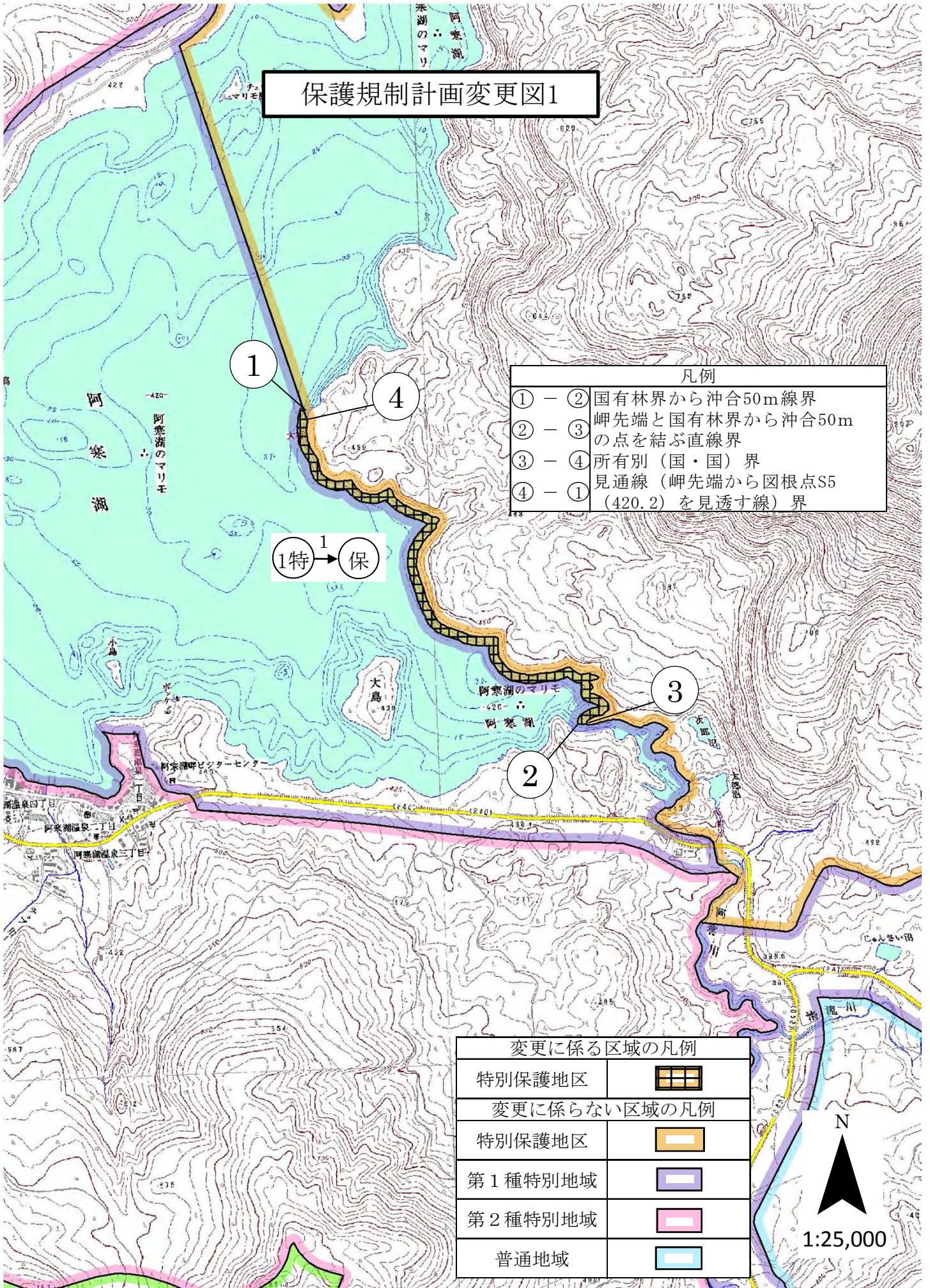








# 保護規制計画変更図1



凡例	
① - ②	国有林界から沖合50m線界
② - ③	岬先端と国有林界から沖合50mの点を結ぶ直線界
③ - ④	所有別(国・国)界
④ - ①	見通線(岬先端から図根点S5(420.2)を見透す線)界

1特 → 保

変更に係る区域の凡例	
特別保護地区	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
普通地域	

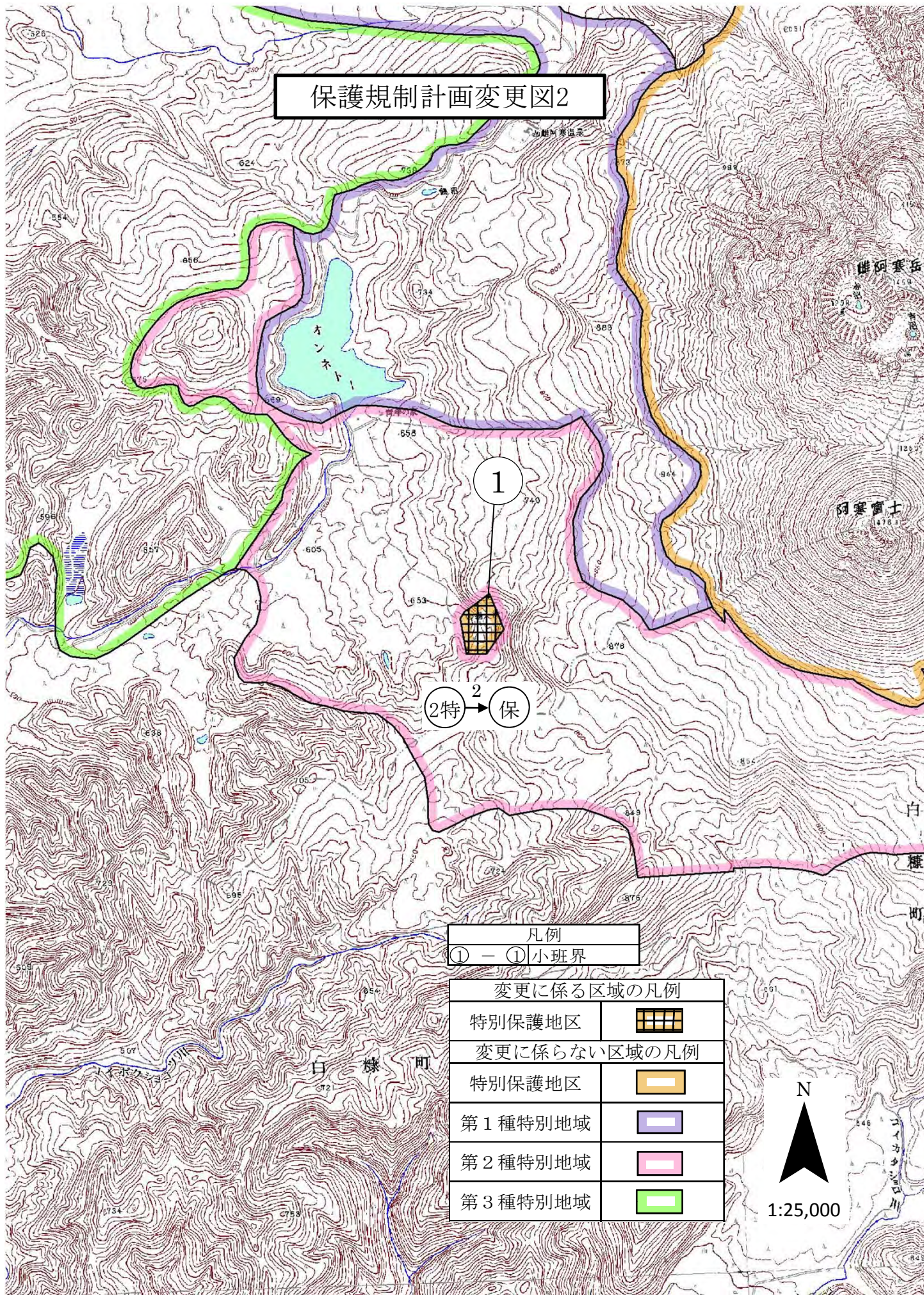
N  
1:25,000







# 保護規制計画変更図2



凡例	
① — ①	小班界
変更に係る区域の凡例	
特別保護地区	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	

N  
1:25,000



